

(往診診療者への適応等)

第 4 条 法第 7 条第 2 項に規定する診療用機器等は、次のとおりとする。

- 一 覚せい剤取締法第 2 条第 5 項に規定する覚せい剤原料
- 二 麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第 1 号に規定する麻薬及び同条第 6 号に規定する向精神薬
- 三 エックス線装置